

令和3年度 兵庫県立八鹿高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立八鹿高等学校

1 本校の教育方針

本校は、校訓「尋師訪友 克己勉励」のもと、憲法・教育基本法の精神に則って人格の完成と、平和な国家及び社会の形成者として、心身ともに健康な国民を育成することをめざす。そのために、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をそなえ、夢や志を持ち、その実現に向けてたくましく生きる人間を育成するとともに、個性や創造性を伸ばし、望ましい勤労観や職業観を育む進路指導を推進し、主体的に自らの未来を切り拓く力を培う。また、公共の精神や人権尊重の精神に基づき、互いを思いやり尊重し、命や人権を大切にすることを育むとともに、社会を構成する一員として主体的に行動する力を培う。そして、校内の連携を密にすることにより、組織的・機能的な学校経営を推進し、学校・家庭・地域の連携をより深め、地域の伝統と文化に根ざした教育活動を充実させ、地域を代表する学校づくりを進める。

これらの実現には、全ての生徒が安心して学校生活を送ることが大前提となる。有意義で充実した教育活動が展開できる環境の整備、また、いじめ防止に向けて日常の指導體制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には迅速かつ適切な解決を図るための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。平素より、教職員集団が個々の生徒の学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、生徒の微妙な変化に対応することが非常に大切である。教職員の共通認識のもとに、好ましい人間関係を構築し、豊かな心が育まれる土壌づくりに取り組むために、以下の関係機関と連携を取りながら、指導體制を強固なものとし、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止の指導體制・組織的対応

(1) 日常の指導體制

いじめ防止等に関する措置を適切かつ実効的に講じるために、管理職を含む複数の教職員、心理面に関する専門的な知識と経験を有する外部の関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導體制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める（別紙1）。

また、いじめは教職員や大人の目が届きにくいところや気づきにくいところで行われる傾向があり、さらに潜在化しやすい特徴がある。このことを共通認識したうえで、教職員が生徒の小さな変化やサインを敏感に察知し、いじめを見逃さずに早期発見できるようチェックリストを別に定める（別紙2）。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

未然防止の観点から、学校の教育活動全体を通じて様々な視点からの多様な取組を計画的かつ体系

的に推進しなければならない。未然防止の視点からの取組、早期発見の視点からの取組、さらにはいじめ問題への対応に係る教職員の資質向上を図る研修等、いじめに関する年間指導計画を別に定める（別紙3）。特に、教職員のいじめ対応能力の向上にむけて、「いじめ対応マニュアル」や「いじめ未然防止プログラム」を活用し、法令の趣旨や法令に基づく対応を周知するための研修や具体的事例をもとにした研修等を充実させる。

（3） いじめを認知した際の組織的対応

いじめが疑われる情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、事実確認を迅速かつ適切に行い、解決に向けた組織的な対応を推進するために、組織的対応を別に定める（別紙4）。その際、必要に応じてキャンパスカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用によって、専門的・多角的な支援を行う。また、校内のみならず、必要に応じて近隣の学校（小中学校を含む）とも連携をとり、情報の共有を図ることによって一貫した指導体制を確立する。

（4） インターネット上のいじめへの対応について

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて神戸地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

4 重大事態への対応

（1） 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であり、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。前者について本校の場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等が想定される。また、後者の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はもちろんのこと、1日欠席の場合でも注意を払い、適切に調査に着手する。

生徒や保護者からいじめによって重大事態に至ったという申立てがあった場合は、校長が判断し、適切に対応する。

（2） 重大事態への対応

校長が重大事態であると判断した場合、速やかに県教育委員会や警察等の関係機関に報告するとと

もに、校長のリーダーシップのもとに、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

学年及び学校の全ての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実に対応する。

5 「いじめ防止基本方針」にもとづく指導の充実

信頼される学校づくりには情報発信は不可欠である。また、いじめに係る問題についても、地域や関係機関との連携をより一層推進しなければならない。そのためには、策定した本方針について広く公開するとともに、あらゆる機会を利用して情報を発信する。（ホームページ上での公開等）

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を展開するために、本方針が実情に即して効果的に機能しているか「いじめ対応チーム」が中心となって点検し、その都度見直しや改善を加える。（学校評価の項目への追加等）

特に、本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む視点から生徒の意見を取り入れる等、いじめの防止等について生徒の主体的で積極的な参加が確保できるように留意する。（全校集会等での呼びかけ、生徒自治会役員による意見交換会等）

また、保護者や地域と一体となって取り組むことができる基本方針となるよう、保護者や地域の方からの意見を積極的に聴取し真摯に受け止める。（PTA総会・学校評議員会等での情報交換や協議）

さらに、生徒に対して実施するアンケートについても、必要に応じて様式や方法等を検討する等、生徒が記入しやすい形態で実施する。（記名・無記名の選択・併用形式、生活実態調査に含める等）

校内指導体制及び関係機関

- いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組をあらゆる教育活動（人権教育・道徳教育・体験活動・特別活動）において展開する。
- いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を組織し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。特定の教職員が一人で抱え込んだり、事実を隠すようなことがないよう、報告・連絡・相談を確実にできる体制を構築する。
- 組織が有効に機能しているか定期的に点検・評価を実施し、改善に努める。また、生徒の状況や実態に応じた取組を展開するために、面談やアンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

〈組織図〉

【いじめ対応チーム】

〈構成員〉

校長，教頭，生徒指導部長，生徒指導係，
保健部長，養護教諭，教育相談係，人権教育係，
特別支援教育コーディネーター
学年主任，キャンパスカウンセラー
担任，部活動顧問（必要に応じて）

〈役割〉

- 1 学校いじめ防止方針の策定，見直し，改善
- 2 年間指導計画の作成，実施，改善
- 3 校内研修の企画，実施
- 4 いじめアンケートの作成，分析，まとめ
- 5 いじめが疑われる事案の事実確認，判断
- 6 配慮が必要な生徒への支援方針の策定
- 7 その他、事案により柔軟な対応を検討

【校内組織】

生徒指導委員会
人権・道徳教育推進委員会
教育相談委員会
保健部
各学年

【保護者・地域との連携】

P T A
警察署（南但馬署・美方・豊岡署 等）
学校評議員会
学校関係者評価委員会
病院・福祉施設
こども家庭センター
出身小学校・中学校 等

いじめ早期発見のチェックリスト

1 いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 班にすると机と机の間に隙間ができる
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

2 いじめられている生徒

(1) 日常の行動・表情の様子

- 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く元気がなく表情が暗い
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- 周囲が何となくざわついている
- 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- 発言を強要され突然個人名が出される
- 悪口を言われても言い返さず、愛そう笑いをする
- にやにや、にたにたしている

(2) 授業中・休み時間

- 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室にいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 決められた座席と違う場所に座っている
- ひどいアダ名で呼ばれる
- 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- 不まじめな態度、ふざけた質問をする

(3) 昼食時

- 好きなものを他の生徒にあげる
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる
- 弁当を一人で食べる人が多い
- 笑顔がなく、黙って食べている

(4) 清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている
- 目の前にゴミを捨てられる
- 掃除をサボることが多くなる

(5) その他

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | <input type="checkbox"/> 持ち物や机に落書きをされる |
| <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする | <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休むことが多くなり、辞めると言い出す | <input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている |
| <input type="checkbox"/> ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている | <input type="checkbox"/> 顔や手足に擦り傷やあざがある |
| <input type="checkbox"/> ケガの状況と本人が言う理由が一致しない | <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友達におごる |

3 いじめている生徒

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている | <input type="checkbox"/> 悪者扱いされていると思ひ乱暴になる |
| <input type="checkbox"/> あからさまに教職員の機嫌をとる | <input type="checkbox"/> 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の生徒に対して威嚇する表情をする |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う | <input type="checkbox"/> 友達との会話に差別意識が見られる |
| <input type="checkbox"/> 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている | <input type="checkbox"/> 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている |
| <input type="checkbox"/> 教師が近づくと、急に仲の良いふりをする | <input type="checkbox"/> 教師が近づくと集団が不自然に分散する |

《年間指導計画》

○1学期

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 |
|-------|--|--|---|--|
| 職員会議等 | いじめ対応チーム編成 ・指導方針(検討協議), 年間計画 職員会議 ※1 情報安全教育講演会 | いじめ対応チーム会議(随時) ・アンケート検討 保護者への情報提供と協力依頼 ※2 教育相談委員会 | いじめ対応チーム会議(随時) ・アンケートまとめ分析 いじめアンケートに関する情報共有 | いじめ対応チーム会議(随時) ・情報交換 保護者への情報提供と協力依頼 |
| 未然防止等 | いじめ未然防止研修会 情報安全教育講演会 オリエンテーション HRを中心とした啓発 | 人権HRの実施 いじめアンケート ※3 HR研修会の開催 | いじめアンケートの分析と対策 命の大切さを考える保健講演会の実施 | 夏季休業の生活心得 学校評議委員会 学校関係者評価委員会 祭り等の巡回指導 講話 |
| 早期発見等 | 教育相談 | いじめアンケート 教育相談 | 担任・生徒の面談 教育相談 | 生活実態アンケート ※4 保護者会 教育相談 |

○2学期

| | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------|-------------------------------------|---|---|--------------------------------|--|
| 職員会議等 | 職員研修 ・1学期の総括と2学期に向けて 校外研修への参加 | いじめ対応チーム会議(随時) ・情報交換, アンケート検討 教育相談委員会 | いじめ対応チーム会議(随時) ・情報交換 職員研修 ・カウンセリングマイ ンド | いじめ対応チーム会議(随時) ・アンケートまとめ分析 | いじめ対応チーム会議(随時) ・情報交換 |
| 未然防止等 | 生活実態アンケートの分析と対策 ふれあい看護体験 | LHR, 学年集会などでの講話 通学指導 | いじめアンケート ふれあい育児体験 | いじめアンケートの分析と対策 人権HR 授業公開 | いじめ防止HR 冬季休業の生活心得 学校評議委員会 学校関係者評価委員会 手話講座・ガイドヘルプ 体験 講話 |
| 早期発見等 | 教育相談 | 教育相談 通学指導 | いじめアンケート 教育相談 | 教育相談 担任・生徒の面談 | 保護者会 教育相談 保護者アンケート |

○ 3 学期

| | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
|-------|--|------------------------------------|-----------------------------------|
| 職員会議等 | 職員研修 ・事例研究 いじめ対応チーム会議(随時) ・2学期の総括と3学期に向けて ・アンケート検討 | いじめ対応チーム会議(随時) ・情報交換 教育相談委員会 | いじめ対応チーム会議(随時) ・情報交換, 総括, 次年度へ |
| 未然防止等 | LHR, 学年集会などでの講話 HR研修会の開催 | いじめアンケート実施 学校評議員会 学校関係者評価委員会 | 人権HR 講話 いじめアンケートの分析と対策 |
| 早期発見等 | 担任・生徒の面談 地域へのアンケート 教育相談 | いじめアンケート実施 教育相談 | 担任・生徒の面談 教育相談 |

※ 1 いじめ対応マニュアルを確認するとともに、職員の共通理解を図る

※ 2 学校の指導方針を保護者へ周知する

※ 3 実態に応じて随時実施（学期に1回以上実施）

※ 4 人権・道徳教育推進委員会が主導し、学校独自で作成したもの

組織的対応

いじめの情報の把握 日常の観察・いじめアンケート・教育相談・個人面談・生徒からの訴え
保護者からの訴え・その他情報提供によるもの

即日対応

正確な事実確認

1 報告の流れ

情報を得た教職員

→当該生徒の担任・学年等

→教頭・生徒指導部長

→校長

→県教育委員会

2 保護者へ

事実確認後、連絡

以後は適宜連絡

連携

指導体制と対応方針の決定

いじめ対応チームの召集・指揮（校長）

〈いじめ対応チーム緊急対策会議の開催〉

1 情報を得た教職員から報告を受け、チーム内で共通理解

2 調査方針と分担の決定

3 事実確認の方法の検討と役割分担

4 事実関係の把握、報告

5 指導方針の決定と指導体制の編成

6 職員会議で報告、全教職員の共通理解

連絡・報告・相談

保護者

生徒への指導・支援

関係機関・県教育委員会

1 いじめ解消に向けた指導の実施

(1) いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除き、
どのようなことがあっても守り抜くことを約束する

(2) いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せ
る指導を十分に行うなかで、「いじめは決して許され
ない行為である」という認識を持たせる

学校支援チーム

高等学校問題解決サポートチーム

教育相談窓口

警察署（南但馬署・美方・豊岡署）

こども家庭センター

福祉事務所 出身中学校 等

2 暴力や恐喝等の犯罪行為があった場合や、学校だけでは

解決が困難な場合、また、生命または身体の安全が脅か
されるような重大事案が発生した場合は、関係機関に連
絡・相談し、支援を求める

支援を依頼

事後の対応

1 いじめ事案が解消されても、経過観察・継続指導を行う

2 キャンパスカウンセラー等の活用を含め、心のケアを行う

3 未然防止、再発防止に向けた取組を継続する

